

さっぽろし
札幌市

しょう しゃ さほーたーせいど
障がい者によるまちづくりサポーター制度

きゅうめいしょう しょう しゃ せいさくていげん さほーたーせいど
(旧名称：障がい者による政策提言サポーター制度)

へいせい ねん どせいさくていげんしょ たい とりくみじょうきょう
平成23年度政策提言書に対する取組状況

へいせい ねん がつちょうさ
(平成25年7月調査)

1	ちいきせいかつしえん 地域生活支援	1 ページ
2	ぼうさい 防災	10 ページ
3	しゅうろうしえん 就労支援	13 ページ

へいせい ねん ねん がつ
平成25年(2013年)8月

ていげん たい とりくみじょうきょう 提言に対する取組状況

1 ちいきせいかつしえん 地域生活支援

【提言1-1】福祉教育等のさらなる充実

- 障がいのある人が障がいのない人と共に、地域で安心して暮らしていくためには、障がいのある人に対する理解を促進する必要があるため、福祉教育等のさらなる充実が必要です。
- そのためには、学校や企業などに対して、障がい当事者自らが体験談などを語るなど、障がい当事者も協力しながら理解促進を図ることが重要であり、障がい者講師派遣事業（社会福祉協議会）をさらに積極的に推進していくべきと考えます。

とりくみじょうきょう 【取組状況】

■ へいせい ねんどじっしすみ 平成24年度実施済

各学校においては、子どもたちが障がいのある方について正しく理解し、互いに助け合い、支え合う大切さを学ぶことができるよう、障がいのある方との交流や障がいのある子どもとの交流及び共同学習を実施しているところです。

また、社会科の授業では、障がいのある方も安心して生活を送ることができるような社会をつくる必要があることを理解し、ノーマライゼーションの実現に向けて何ができるかを考えるなどの学習をしています。

さらに、道徳の時間などでは、差別や偏見をなくし、思いやりの心をもつことの大切さについて学んでいます。その中で、障がいのあ

る方が感じていることなどのお話しを直接伺うといった学習活動を行っている学校もあります。

総合的な学習の時間においても、障がいのある方の立場になり、実際にアイマスクをして歩いたり、車椅子に乗ったりする体験活動や、その介助をする体験活動に取り組んでいる学校もあります。

また、学校の先生方が福祉教育について学び、指導に役立てることができるよう、点字や手話などに関する内容を設定するなど、教員研修の充実に取り組んでいます。

今後も、障がいのある方についての理解がより一層深まるような機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

(教育委員会学校教育部)

■平成24年度実施済

障がいのある方を講師として育成し派遣する事業については、平成21年度に中央区社会福祉協議会においてモデル的に実施されたものを出発点に、平成22年度からは「障がい者講師等派遣事業」として、札幌市社会福祉協議会を運営主体に、札幌市の補助事業として実施しております。

平成22年度から24年度までの事業実績としては、「障がい者講師養成講座」により計61名(22年度:16名、23年度:23名、24年度:22名)の方を講師として養成・登録し、その講師の方を学校、企業等に計219回(22年度:28回、23年度:92回、24年度:99回)派遣し、研修等を実施いたしました。

派遣先について、これまでは小・中学校、専門学校、福祉のま

すいしんせんたーしゃかいふくししせつ いらい たいはん
ち推進センター、社会福祉施設からの依頼が大半でありましたが、
こんご きぎょう ぴーあーる しょう どうじしゃ こえ い
今後は企業などにもPRをし、障がい当事者の声を生かしたサ
ービス向上研修の提案を行うなど、障がい者講師による研修
とう かくだい つと
等をさらに拡大していくよう努めてまいります。

ほけんふくしきょくしょう ほけんふくしぶ
(保健福祉局 障がい保健福祉部)

【提言1-2】地域福祉活動への関心を高める

- しょう ひと ちいき あんしん せいかつ
障がいのある人が地域のみなさんと安心して生活していくこと
ができるためには、しょう しゃしやく かん せいど じゅうじつ
障がい者施策に関する制度の充実だけでは
じゅうぶん
十分ではありません。
- ぼらんていあかつどう ちょうないかいかつどう きんじょ つう
ボランティア活動、町内会活動、ご近所づきあいなどを通じた
ちいき ささ あ じゅうようせい いまいちどかんが ひつよう
地域での支え合いの重要性について、今一度考えてみる必要が
あると思います。
- ちいきふくし かん かない みちか ちいき かいけつ さまざま
地域福祉に関する課題を身近な地域で解決していけるよう、様々
なきかい いべんととう つう しみん ちいきふくしかつどう かんしん たか
な機会やイベント等を通じて、市民の地域福祉活動への関心を高
めることがじゅうよう かんが
重要であると考えます。
- しょう どうじしゃ みずか かない かんしん ちいき
障がい当事者も、自らの課題に関心をもつことはもちろん、地域
かつどう せつきよくてき さんか もと おも
活動に積極的に参加していくことが求められると思います。

【取組状況】

■ へいせい ねんどじっしずみ 平成24年度実施済

へいせい ねん がつ さくてい さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく きほんりねん
平成24年3月に策定した「札幌市地域福祉社会計画」の基本理念
である「あんしん く らせるぬくもりのあるちいきふくししゃかい じつげん
「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会の実現」
のためには、ちいき なか はっけん きょうゆう にちじょうせいかつ しょう
地域の中で発見・共有した日常生活で生じるさま

さまざまな生活課題の解決に向け、互いに支えあっていく仕組みづくりが必要と考えます。

支え合い活動の大切さについて認識を高めるため、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが地域での活動に関心を持ち、自主性を持って支え合い活動に取り組めるような環境づくりを進めるとともに、地域で活動している各種団体などの活動の活性化を支援してまいりたいと考えております。

また、障がいのある人も地域における活動の担い手として参加・活躍できる場を広げることができるよう支援してまいりたいと考えております。

ほけんふくしきよくそうむぶ
(保健福祉局総務部)

【提言1-3】重度障がいのある方に対する支援のさらなる充実

- 在宅で生活している重度障がいのある方と、そのご家族の方に対する支援を、さらに充実していく必要があると思います。
- 障がい福祉サービスを利用するにも、受け入れてくれる事業所が少ない状況もあります。
- 受け入れが進むような制度のあり方を国に働きかけていく一方、札幌市としても取組を進めるべきと考えます。

【取組状況】

■平成24年度実施済

障がいのある方が安心して地域生活を営むために、障害福祉サービス等の利用を促進していくことは、札幌市としても重要なことと考えております。

じゅうどししょう かた しえん じゅうじつ へいせい
重度障がいのある方やご家族への支援の充実としては、平成
ねん がつ じゅうどほうもんかいご せいどじゅうじつ おこな
25年4月より、重度訪問介護の制度充実を行ったところです。

じゅうしょうしんしんしょう しゃ けいぞくてき かいご みまも ひつようせい とく
重症心身障がい者など継続的な介護や見守りの必要性が特に
たか かた じゅうどほうもんかいご かいごじかんすう かくだい
高い方について、重度訪問介護による介護時間数を拡大し、これ
まで以上に一人ひとりのライフスタイルに合わせた暮らしを支援
いじょう ひとり らいふすたいる あ く しえん
するとともに、ご家族の負担軽減を図っております。

また、うけい すす せいど かた へいせい ねん
また、受入れが進むような制度のあり方については、平成24年4
がつ ほうしゅうかいてい ほうもんけい さーびす きゅういん じっし かん
月の報酬改定で、訪問系サービスにおけるたん吸引の実施に関
する加算、にっちゅうかつどう さーびす およ たんきにゅうしょ そうげいかさん
する加算、日中活動サービス及び短期入所の送迎加算などが
そうせつ ひ つづ くに ぜんこく せいれいしていと し
創設されており、引き続き国に対しては、全国の政令指定都市と
きょうどう じゅうどししょう かた しえん てきせつ ほうしゅう せつてい
共同で、重度障がいのある方の支援に適切な報酬を設定するよ
う はたら かんが
う働きかけてまいりたいと考えております。

さっぽろしどくじ とりく じゅうどししょう かた うけい
札幌市独自の取組みとしては、重度障がいのある方の受入れ
そくしん む へいせい ねんど せいかつかいご たんきにゅうしょじぎょうしょ
促進に向けて、平成24年度から、生活介護や短期入所事業所の
かんごしはいち ほじょじぎょう かいし じぎょうしょ たいせいせいび
看護師配置に対する補助事業を開始しており、事業所の体制整備
しえん
を支援しております。

にっちゅういちじしえんじぎょう すうねん けいか み じ
日中一時支援事業については、ここ数年の経過を見ますと、事
ぎょうしやすうおよ りようかいすう じゅんちよう ぞうか
業者数及び利用回数とともに順調に増加しております。

こんご ひ つづ じゅうどししょう かた かぞく たい
今後においても引き続き、重度障がいのある方やその家族に対
する支援の充実を図るほか、さっし ほーむペーじ さまざま
しえん じゅうじつ ほか 冊子やホームページなどの様々な
しゅだん ばいたい かつよう ひつよう じょうほう い じょうほうていきょう
手段・媒体を活用し、必要な情報が行きわたるよう、情報提供の
じゅうじつ とく かんが
充実に取り組みでまいりたいと考えております。

ほけんふくしきょくしょう ほけんふくしぶ
(保健福祉局 障がい保健福祉部)

【提言1-4】外出保障を目指した移動支援事業等のさらなる充実

○移動支援事業については、その充実に向け、様々な方との意見交換や検討会議が行われております。

○札幌市の財政は厳しい状況にあるのは十分承知しておりますが、移動支援事業の利用対象となる外出の範囲に制限を加えず、障がいのない人と同じように外出できる配慮が必要であると考えます。

○精神障がい者に対する運賃割引の適用が実施され、障がい種別による不均衡が早期に解消されるよう、引き続き国に働きかける必要があります。まず、札幌市交通局において、精神障がい者に対する運賃割引を実施するべきと考えます。

【取組状況】

<移動支援事業について>

■平成24年度実施済（一部については中・長期的な検討が必要）

障がいのある方にとって、移動の自由を確保することは大変重要であり、移動支援事業につきましては、多くのご意見・ご要望が寄せられております。

札幌市としましても、使いやすい移動支援事業を目指し、これまで利用者や事業者との意見交換会等を開催しながら制度を見直してきており、平成24年4月には、移動支援の通学利用について制度を拡充したところです。

一方で、安定的な財源確保の面から、移動支援の利用範囲を全面的に拡大することは困難な状況にありますが、障がいのある方の外出支援の充実に向けては、平成24年9月より地域住民の

かたがた まん ぱ わー かつよう ぼ ら ん て い あ し え ん じぎょう ちい き
方々のマンパワーを活用したボランティア支援の事業（地域ぬく
もりサポートモデル事業）に着手しており、使いやすい仕組みを
けんとう かんが
検討していきたいと考えております。

なお、しょうがいふくしきーびすじぎょうしょ つうしょ かん へいせい
障害福祉サービス事業所への通所に関しましては、平成
ねん がつ おこな くに ほうしゅうかいてい かくじぎょうしょ そうげい
24年4月に行われた国の報酬改定により、各事業所における送迎
じっし そくしん にっちゅうかつどう さーびす およ たんきにゆうしょ
の実施が促進されるよう、日中活動サービス及び短期入所に
たい そうげいかさん そうせつ
対する送迎加算が創設されております。

ほけんふくしきよくしょう ほけんふくしぶ
（保健福祉局 障がい保健福祉部）

うんちんわりびきてきよう はたら <運賃割引適用の働きかけについて>

■ へいせい ねんどじっしすみ へいせい ねんどじっし よてい 平成24年度実施済、平成25年度実施（予定）

しんたいしょう ちてきしょう どうよう こうきょうこうつうきかん たい うんちん
身体障がい、知的障がいと同様に公共交通機関に対する運賃
わりびき せいしんしょう かた てきよう ほっかいどう
割引が精神障がいの方へも適用されるように、これまでも北海道
あしな くに かくこうつうじぎょうしゃとう はたら
と足並みをそろえて国や各交通事業者等に働きかけてまいりま
した。

へいせい ねん がつ にち のりあいじどうしゃひょうじゆんうんそうやっかん うんちん
平成24年9月30日より乗合自動車標準運送約款（運賃
せいど きじゆん かいせい しゃかいてき きうん たか なか
制度の基準になるもの）が改正され、社会的な機運が高まる中、
こんご ひ つづ きかい わりびきせいど せいしんしょう しゃ
今後も引き続き機会をとらえて、割引制度の精神障がい者への
てきよう もと ねば づよ はたら
適用を求めて粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

ほけんふくしきよくしょう ほけんふくしぶ
（保健福祉局 障がい保健福祉部）

さっぽろしこうつうきよく うんちんわりびき <札幌市交通局における運賃割引について>

■ なか ちょうきてき けんとう ひつよう 中・長期的な検討が必要

さっぽろし ちかてつ かいぎょういらい ちかてつ きじく かく ろせん
札幌市では、地下鉄の開業以来、地下鉄を基軸とし、各バス路線

を基軸となる公共交通機関に連携させることを基本とした公共交通ネットワークを整備する取組を続けているところです。この取組にのっとり、現在では多くのバス路線が地下鉄と接続し、かつ、乗継に当たっては乗継割引をするなど、民間バス事業者と市営交通との間で、密接な協力関係を築き上げているところです。

提言にありました地下鉄のみ先行して乗車料金の割引を実施する場合は、バスと地下鉄が、精神障がいの方に限り、異なる料金制度のもとにおかれることとなります。この場合、利用されるお客様にとっては、乗継割引料金が利用できないことや、障がい者割引の適用の有無などで混乱が懸念されることです。

また、市営交通といたしましても、バス事業者との協力や連携のないままに、先行して料金割引を実施した場合、札幌圏全体の公共交通の料金制度のあり方はもちろん、市営交通とバス事業者との今後の協力関係や市全体の交通施策における地下鉄・バスの役割分担のあり方など、多方面にわたり影響を及ぼす恐れを懸念しており、精神障がいのある方への運賃割引制度を実施するためには、バス事業者と足並みを揃え、身体障がい、知的障がいのある方と同様の制度により実施することが重要と考えておりますことから、今後も引き続きバス事業者に対して割引制度の早期実現を働きかけてまいりますとともに、その実施方法について検討を進めたいと考えております。

なお、平成24年9月に、国(国土交通省)による道路運送法施行規則の標準運送約款の見直しが行われ、バス事業については、

じゅうぜん しんたいしょう ちてきしょう ほう たいしょう
従前は身体障がい、知的障がいのある方が対象とされていた

うんちんわりびき せいしんしょう かた くわ さんしょう
運賃割引に、精神障がいのある方が加えられたことは、三障が

どういつ かんが かた もと たいへん い ぎ かんが
い同一の考え方に基づき、大変意義のあることと考えております

さつぼろしない ば す じぎょうしゃ せいしんしょう しゃわりびき
が、札幌市内のバス事業者においては、この精神障がい者割引

せいど てきよう じょうきよう こんご かくばすがいしゃ たい
制度を適用していない状況であり、今後も、各バス会社に対し、

り かい きょうりよく はたら かんが
理解と協力を働きかけてまいりたいと考えております。

こうつうきょくじぎょうかんりぶ
(交通局事業管理部)

2 ぼうさい 防災

【提言2-1】災害時要援護者避難支援ガイドラインの周知

- 要援護者の避難支援について、地域に関心をもってもらうことが何より大事であることから、札幌市において、啓発の取組や、避難先施設のバリアフリーの状況などに関する情報提供を充実することが必要であると思います。
- 地域においても、札幌市の出前講座などを活用して、地域行事として防災訓練や勉強会等を充実することが必要であると思います。
- 特に、新しくできた住宅地や、マンション・アパートが多い地域では、町内会活動に関心の薄い方が少なくないという課題がありますが、町内会を中心に、地域にある福祉事業者、医療機関、マンション管理人、福祉の職業に就いていた方などと協力して、地域住民の自らの課題と認識して、防災・減災に関心を持ち、取り組んでいくことが必要であると考えます。
- 障がい当事者も地域活動に積極的に参加していくことが重要であると思います。

【取組状況】

■平成24年度実施済

札幌市では、平成20年3月に「札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン」と「災害時支えあいハンドブック」を策定し、地域が主体となって要援護者避難支援体制の整備を図っていくこととしております。

平成20年度から22年度の3年間にわたり、1区1地区でのモデル事業を実施し、その課題やノウハウなどをまとめた報告書

ぜんちょうないかい はいふ じょうほうていきょう おこな
を全町内会に配付し、情報提供を行ってきたところですが、
こんご だまえこうざとう きかい つう ちいき ふきゆうけいはつ けいぞく
今後も、出前講座等の機会を通じて、地域への普及啓発を継続し
ていきたいと考えております。

また、とりくみ じっし きぼう しえんぼたい ちいきだんたい たい
また、取組の実施を希望する支援母体となる地域団体に対して
は、くほけんふくしぶ ちゅうしん しえん
は、区保健福祉部が中心となって支援してまいります。

ほけんふくしきょくそうむぶ
(保健福祉局総務部)

【提言2-2】福祉避難所の充実

さいがい はっせい ばあい ひなんじょ いどう しえん ひつよう かた
○災害が発生した場合、避難所まで移動することに支援が必要な方
がいるため、そのような方を把握しておく必要があります。また、
しょう どうじしゃ ひなんじょ はあく ひつよう
障がい当事者も、避難所がどこにあるかを把握しておく必要があ
ります。

ひなん ちょうきか ばあい しょう とくせい おう ひなんじょ
○避難が長期化するような場合には、障がい特性に応じた避難所
せいかつ しえん はいりよ ふかけつ
生活における支援や配慮が不可欠となります。

しょう じょうきよう しゅうだん ひなんじょせいかつ こんなん かた
○障がいの状況によっては、集団での避難所生活が困難な方、
かいじょ ひつよう かた こ こ じょうきよう たいおう
介助が必要な方がいらっしゃるため、個々の状況に対応するた
めに、がっこうきょうしつ かつよう ばしょ わ さまざま しょう
め、学校教室を活用するなどして場所を分けるとか、様々な障
がい特性について専門的に対応できる福祉避難所を用意するな
ど、ひなんじょ せいび ひつよう かんが
ど、避難所を整備する必要があると考えます。

ふくしひなんじょ あら けんせつ ちいき ふくししせつ とくべつ
○福祉避難所は新たに建設するのではなく、地域の福祉施設や特別
しえんがっこう ようごがっこう ふくしひなんじょ かつよう ひつよう
支援学校（養護学校）を福祉避難所として活用することも必要で
はないかと思ひます。

ひなん しじ ひなんじょ じょうほうていきょう しょう とくせい
○避難指示や、避難所における情報提供については、障がい特性
おう はいりよ ひつよう
に応じた配慮が必要となります。

とりくみじょうきょう
【取組状況】

へいせい ねんどじっしすみ
■平成24年度実施済

さっぽろし へいせい ねん がつ しゃかいふくししせつとう うんえいしゃ こうせい
札幌市では、平成23年7月に社会福祉施設等の運営者で構成さ
れる団体と「災害時における要援護者の緊急受入れに関する
きょうてい ていけつ
協定」を締結しました。

へいせい ねん がつ さっぽろし きょうてい むす だんたい
さらに平成25年3月には、札幌市と協定を結んだ団体との、
さいがいじ ぐたいてき ぎょうむぶんたん てつづ とう さっぽろし
災害時における具体的な業務分担や手続き等をまとめた「札幌市
さいがいじ ふくしひなんばしよせつちようこう せいてい
災害時の福祉避難場所設置要綱」を制定しました。

ほけんふくしきよくそうむぶ
(保健福祉局総務部)

へいせい ねんどじっしすみ さいけい
■平成24年度実施済（再掲）

さっぽろし へいせい ねん がつ さっぽろしさいがいじょうえんごしゃひなんしえん
札幌市では、平成20年3月に「札幌市災害時要援護者避難支援
がいどらいん さいがいじささえあいはんどぶっく さくてい ちいき
ガイドライン」と「災害時支えあいハンドブック」を策定し、地域
が主体となって要援護者避難支援体制の整備を図っていくことと
しております。

へいせい ねんど ねんど ねんかん ぐ ちく
平成20年度から22年度の3年間にわたり、1区1地区での
もでるじぎょう じっし かだい のうはう ほうこくしよ
モデル事業を実施し、その課題やノウハウなどをまとめた報告書
ぜんちょうないかい はいふ じょうほうていきょう おこな
を全町内会に配付し、情報提供を行ってきたところですが、
こんご でまえこうざとう きかい つう ちいき ふきゆうけいはつ けいぞく
今後も、出前講座等の機会を通じて、地域への普及啓発を継続し
ていきたいと考えております。

とりくみ じっし きぼう しえんぼたい ちいきだんたい たい
また、取組の実施を希望する支援母体となる地域団体に対して
くほけんふくしぶ ちゅうしん しえん
は、区保健福祉部が中心となって支援してまいります。

ほけんふくしきよくそうむぶ
(保健福祉局総務部)

3 しゅうろうしえん 就労支援

【提言3-1】 就労支援施設等の活動の周知

○地域には色々な障がい者就労支援施設等があり、様々な活動が行われているほか、色々な役務サービスや製品の製造が行われています。

○そのような活動が地域のみなさんにも周知され、施設での活動を通じて、障がいのある人と障がいのない人が、つながりをもてるようになることが期待されます。

【取組状況】

■平成24年度実施済

札幌市では、これまでも「元気さーち(札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページ)」により、就労関係の事業所の概要を検索できるようにしたり、障がいのある方の就労を支援する事業や関係機関をわかりやすく紹介するページを作成したりしてきました。

<http://www.sapporo-akijoho.jp/>

<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/syurou-top.html>

また、障がい者施設等の製品については、ホームページにおいて、「障がい者地域活動支援センター等の活動と製品の紹介」を掲載するとともに、障がい者施設等で行っている清掃や印刷などの役務サービス等については、民間企業等への営業や、各施設への受注調整を行う「元気ジョブアウトソーシングセンター」においてパンフレットを作成したり、ホームページにおいて、

かくしせつ かつどうしょうかい せっきよくてき おこな
各施設の活動紹介も積極的に 行 っております。

<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/sagyosho/index.html>

<http://www.genkijob.jp/>

しょうがいしゃゆうせんちようたつすいしんほう がつ しこう ふ
障害者優先調達推進法が 4月に施行されたことも踏まえて、
さっぽろしゃくしよない ひろ しみん かたがた たい しょう
札幌市役所内はもちろんのこと、広く市民の方々に対しても、障
がいのある方々の就労を支援する施設や事業などの情報を提供
できるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

ほけんふくし きよくしょう ほけんふくしふ
(保健福祉局 障がい保健福祉部)

【提言3-2】企業等に対する障がい者雇用の理解促進

- 国における障がい者雇用の取組は、着々と進んでおりますが、
せいど じゅうじつ きぎょうとう しょう しゃこよう りかい かんしん
制度の充実はもちろん、企業等が障がい者雇用に理解と関心を
もつことが重要です。
- 障がいのある方の働き方は色々あり、その方にあった職場環境
を整えることで、能力が発揮されます。
- 障がい者雇用がさらに促進されるとともに、雇用が継続され職場
に定着できるよう、企業等に対する雇用推進のための支援をさら
に充実していく必要があると考えます。
- 障がい者雇用にあたっては、特定の障がい種別に隔たることな
く、様々な障がい種別や程度の方を雇用するべきと考えます。
- 札幌市が率先して、就労体験の機会を提供したり、障がい者
雇用を積極的に推進することが重要であると思えます。

【取組状況】

へいせい ねんどじっしすみ
■平成24年度実施済

札幌市では、毎年北海道労働局と共催で、障がいのある方を対象とした就職面接会を年2回開催しております。

平成24年度は10月と2月に就職面接会を開催し、合わせて延べ114社の参加があり、この面接会により就職した方は9名となっております。

こうした面接会を通じてより一層障がい者と企業の相互理解が進むよう、努めてまいります。

（経済局雇用推進部）

■平成24年度実施済

札幌市においては、企業等に対する障がい者雇用の情報提供の充実や、理解促進を図るなど、障がいのある方の雇用の場の確保に向けて取り組んでおります。

例えば、障がい者就業・生活相談支援事業所においては、現在ジョブサポーターを2名配置し、職場訓練等の時期から職場に定着するまでの時期まで、企業や障がいのある方の間に立って、直接支援を行っておりますし、職業能力開発プロモーターについては、各企業に対して、北海道や企業団体と連携しながら、職業訓練や短期間の就業体験事業を受け入れるための働きかけをしております。

また、平成18年10月から、障がいのある人もない人も、ともに働くことのできる場を目指した「札幌市障がい者協働事業」を行っております。この事業は、障がいのある方を5人以上雇用し、他の従業員からサポートを受けながら共に働くことにより、

事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある方の継続した雇用の場となるよう、運営経費に対する補助を行っております。現在12か所で70名以上の障がいのある方が雇用契約を結んで働いております。

特に、この事業を活用した元気カフェについては、今年2月に中央図書館の1階ロビーに設置し、現在3店舗となっており、障がいのある方に対する市民や企業の方の理解が深まるよう取組を進めております。

さらに、障がいのある方の雇用をより進めるため、民間企業等に対して、障がい者雇用の理解を促進するためのセミナー等を行う「札幌市障がい者元気スキルアップ事業」を実施しております。この事業では、セミナーの他、障がいのある方を雇用する民間企業を開拓したり、障がいのある方と民間企業を結びつけて（マッチング）、就職者を増やしたりしております。

今後とも、これらの事業を通じて、障がいのある方の雇用の場の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(保健福祉局 障がい保健福祉部)

■平成24年度実施済

札幌市では平成15年度から身体に障がいのある方を対象とした採用選考を実施しております。

法定雇用率の引上げ等の状況も踏まえつつ、今後も障がいのある方の雇用促進に努めてまいりたいと考えております。

(総務局職員部)